



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

樹木の伐採を回避し 「近代日本の名作・神宮外苑」を再生する提案

令和4年 4月 26日

東京都知事 小池 百合子 様
東京都議会議長 三宅 しげき 様

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良
(一社) 日本イコモス国内委員会
文化的景観小委員会主査 石川 幹子



<提言の主旨>

神宮外苑地区のまちづくりについては、平成30(2018)年11月、東京都より「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」が発表され、令和4年2月9日に開催された第236回東京都都市計画審議会において、外苑地区の地区計画・都市計画公園の削除の案件(議第7541号~7545号)は原案通り可決され、令和4年3月10日に、東京都公報において、東京都告示第二百八十三号、第二百八十四号として告示されたところです。

この間(一社)日本イコモス国内委員会(以下日本イコモス)は、以下の通り、意見書と提言を发出し、公表してまいりました。

令和3年12月28日「神宮外苑地区に係わる都市計画案」に関する意見書

令和4年2月7日「国民の献費と献木、奉仕により創り出された、優れた文化的資産である神宮外苑の未来への継承についての提言」

一方、この都市計画に伴い、近代日本を代表する文化的景観の破壊、約900本の既存樹木が伐採・移植の危機に瀕していることから、5万9028名(令和4年4月24日現在)にのぼる皆様が



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

反対の署名に賛同され、陳情書も提出されております。また、令和4年4月15日に開催された「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業：環境影響評価書案及び見解書に係わる都民の意見を聴く会」では、多くの意見が出されたところです。

令和4年2月7日の日本イコモス提言は、御理解を賜ることはできませんでした。私どもは、令和4年3月10日の都市計画決定（東京都告示第二百八十三号、第二百八十四号）を是認するものではありませんが、これを遵守しても、なお、「大量の樹木伐採を回避し、神宮外苑の文化的景観を守り、更に未来へと逞しく受け渡していくことのできる」可能性を、お示しすることができます。

本日ここに示す「近代日本の名作・神宮外苑」の提案は、未来の世代に私たちが、責任を持って手渡していくことのできる道筋を考えるための「たたき台」として、提示するものです。

神宮外苑の再開発は、多くの皆様が心を砕いている問題です。事業者（代表：三井不動産、明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、伊藤忠商事株式会社、東京都）におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大、世界中で頻発する気象災害など、現計画策定時からの大きな社会経済状況の変化を踏まえ、首都直下型地震等が想定される現在、真摯に問題を直視し、よりよい未来に向けて、スピード感を持って共に歩まれることを希望いたします。

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5
岩波書店一ツ橋ビル 13F
(株)文化財保存計画協会 気付
法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会
連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303
Email jpicomos@japan-icomos.org



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

目次

| | |
|--|----|
| 1. 経緯 | 1 |
| 2. 「近代日本の名作」・神宮外苑とは | 3 |
| 2-1 「神宮外苑」の歴史的意義 | 3 |
| 2-2 「神宮外苑」の意匠 | 3 |
| 2-3 いちょう並木 | 6 |
| 3. 今回の都市計画により伐採もしくは移植が想定される樹木 | 9 |
| 4. 提案 | 11 |
| 5. 神宮外苑：夢のかけはし | 13 |
| 5-1 都市計画決定を踏まえた競技場（秩父宮ラグビー場と 神宮球場）の配置変更の考え方 | 13 |
| 5-2 神宮外苑——夢のかけはし | 14 |
| (1) 平面図 | 14 |
| (2) 動線計画 | 15 |
| (3) 近代都市美・風景式庭園の再生の考え方 | 16 |
| (4) 本案により、移植を検討しなければならない 樹林のエリアと樹種・本数 | 19 |
| (5) 競技場の継続性について | 24 |
| (6) 生物多様性について | 25 |
| (7) 新しい並木を創る（ヒトツバタゴの並木道） | 26 |
| (8) 広域避難場所について | 28 |
| (9) 財源について | 29 |
| 6. 総括 | 31 |
| 結び | 33 |



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

1. 経緯

日本イコモスが令和4年2月7日に発出した提言は、以下の通りです。

- 提言1 日本の近代を代表する、国民の貢献により創り出された「神宮外苑」は国際社会に誇る「公共性・公益性の高い文化的資産」であり、これを東京が破壊することなく、次世代へと、力強く継承していくべきです。
- 提言2 既にラグビー場や野球場として利用されている都市計画公園区域を廃止し、民間の超高層ビルを建設する本計画は、竣工までに10年を要するとされており、「公園まちづくり制度」を適用することは、「公園機能の早期実現を図る」という制度本来の主旨に反しており、貴重な公園的空間を長期かつ永続的に市民から奪うものです。計画を見直し、秩父宮ラグビー場は現地建て替えとする等により、神宮外苑の文化的な景観を守っていくべきです。
- 提言3 東京都市計画公園（第5・6・18号明治公園）の3.4haにも及ぶ削除には、明確な理由が記載されておらず、高密度な建築物の建設により広域避難拠点としての安全性、機能が損なわれる結果となっています。また、当該地区は風致地区の中でも、特に重要なA地域であり、1000本にも及ぶ既存樹木の伐採は、「東京都風致地区条例」、及び「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」により厳しく制限されています。東京都におかれましては、広域避難拠点および風致地区としての、神宮外苑の意義と役割を真摯に受け止められ、法令を遵守すべきと提言いたします。

以上の提言は、受け入れていただくことはできず、令和4年2月9日に開催された第236回東京都都市計画審議会において、外苑地区の地区計画・都市計画公園の削除の案件は原案通り可決され、令和4年3月10日に東京都公報において告示が行われました。

日本イコモスは、提言を発出した責任上、その理由を知り、解決の糸口を模索するため、東京都都市整備局都市づくり政策部に対し、協議会の開催の申し入れを行いました。御快諾をいただき、令和4年4月6日に、東京都の御見解を承ることができました。

<提言1への御回答について>

「近代日本を代表する珠玉の名作」である神宮外苑が、今回の都市計画により破壊されることについては、歴史的経緯を精査した明確な御回答はありませんでした。私どもは、この事実を深く憂慮し、神宮外苑において整備された「近代都市美・風景式庭園」の意匠にもとづく提案を行いましたので、次章で提示いたします。



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<提言 2 への御回答について>

私ども、そして市民の皆様の基本的な疑問は、「何故、秩父宮ラグビー場が現地再建できないのか？」という点です。ラグビー場としての必要な面積は十分に確保されています。秩父宮ラグビー場が現地に再建されれば、大量の樹木伐採は回避することが可能であるからです。

これに対する東京都の御見解は、以下の通りです。

「スポーツ施設の整備については、『東京都スポーツ推進総合計画』（平成 30 年 3 月策定）を踏まえて行っている。『東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針』（平成 30 年 11 月策定）の 20 頁には、“競技等の継続に配慮した大規模スポーツ施設の連鎖的な建て替え”を行うと記載されており、競技が継続できることを整備方針としている。」

すなわち、「競技が継続できること」が最大の要件であることが、今回の協議でわかりました。しかしながら、現行の案では、秩父宮ラグビー場の解体と保護樹林の伐採は、2022 年秋より開始され、第一期工事の完了は、2028 年 3 月頃、南側のスタンドの建設は現在の神宮球場の解体後となるため、2033 年着工で竣工は 2034 年と工事工程表に記載されております。（出所：「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業：環境影響評価書案及び見解書に係わる都民の意見を聴く会資料、30 頁」。令和 4 年 4 月 15 日開催）。

すなわち、秩父宮ラグビー場の建設は、2022 年から 2034 年まで 11 年を要する計画となっております。

このため、日本イコモスは、周辺地域住民の皆さんの 13 年という長い工期への不安と疑問にも、お答えする意味で、現地建て替えによる、スピード感のある再生への選択肢を、次章で提示致します。

<提言 3 への御回答について>

風致地区条例の遵守につきましては、御回答を賜ることはできませんでした。神宮内・外苑の風致地区は、大正 15 年 9 月 1 日、東京都市計画・明治神宮風致地区（内務省告示 134 号：内苑・外苑・北参道・表参道・西参道・神宮外苑青山口・内苑外苑連絡道路沿線）として、日本で最初に指定された地区であり、しかも今回の区域は、中核をなす A 地域及び B 地域に指定されています。

現在、全国の風致地区は、765 地区、170, 105. 7ha（平成 29 年 3 月 31 日現在）にのぼっており、古都鎌倉、京都、杜の都仙台など、全国の都市の景観を守ってきた重要な制度です。

最初の指定地である神宮外苑が、今回の「開発行為」により改廃を遂げることは、全国に及ぼす影響を考える時、甚大なものがあり、法そのものが破綻に追い込まれるものと拝察いたします。

このため、日本イコモスは、この風致地区条例の崩壊を回避するため、神宮外苑の A 地域・B 地域における大量の樹木伐採を回避し、再開発を可能とする案を考案いたしました。次章において提示いたします。



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

2. 「近代日本の名作」・神宮外苑とは

2-1 「神宮外苑」の歴史的意義

明治神宮の造営は、「森厳荘重」を旨とする「内苑」と、「公衆の優遊」を旨とする「外苑」を、前者は国費をもって、後者は献費により行うことが、大正2年2月27日、貴族院議長・徳川家達より、時の内閣総理大臣・桂太郎に建議され、実現に移されたものです。「外苑」の整備にあたっては、明治神宮奉賛会が組織され全国及び海外からの献金と献木により、大正15年10月に竣工をみました。国民からの献金の総額は7,033,640円（予定：4,500,000円）、献木は54種3,190本、内外苑造営に奉仕した青年団は、延べ102,792人にのぼると記録されています（『明治神宮内苑誌』昭和5年、『明治神宮外苑誌』昭和12年）。

神宮外苑は造営後、明治神宮に奉獻され、その美観を永久に保存することが明治神宮奉賛会より要請されました。大正15年9月14日には、東京都市計画・明治神宮風致地区が、日本における最初の風致地区として指定されました（内務省告示134号：内苑・外苑・北参道・表参道・西参道・神宮外苑青山口・内苑外苑連絡道路沿線）。この風致地区は、度重なる変更がありながらも基本的骨格は世紀を超えて約100年継承されている「珠玉の歴史的資産」です。

なかでも、今回の都市計画の対象区域は、現在の風致地区地域区分におけるA地域、B地域に指定されています。A地域は、「風致地区の核として位置づけられ、優良な風致を特に保全すべき地域」であり、絵画館前から芝生広場を経て銀杏並木までが指定されています。B地域は、「核としての地域をとりまく等風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域」で、絵画館、神宮球場、第二球場の地域が指定されています。

2-2 「神宮外苑」の意匠

神宮外苑の意匠は、20世紀初頭の「都市美運動：City Beautiful Movement」のデザイン思潮を踏まえたもので、近代日本を代表する文化的景観（Cultural Landscape）であり、「近代都市美・風景式庭園」が原型となっています。

この様式の端緒は、アメリカ・ワシントンにおける遷都100年を記念して策定された「マクミラン計画」（アメリカ上院首都計画委員会の名称）であり、これに基づき整備された国会議事堂前のモールと芝生広場、ワシントン・モニュメントからポトマック川へと続くエリアが代表的事例となっています。この空間は、アメリカを象徴する空間であり、National Park Serviceにより、手厚く保全・継承されており、120年の時を刻んでいます。開発による改廃は、全く行われておりません。

日本における事例としては、新宿御苑（明治39年開園）、神宮内苑・宝物殿前（大正9年鎮座）があり、神宮外苑は、第三例となりますが、最も大規模なものです。新宿御苑は環境省により手厚く保護されており、神宮内苑宝物殿前も明治神宮により手厚く保護され、今日に至ります。

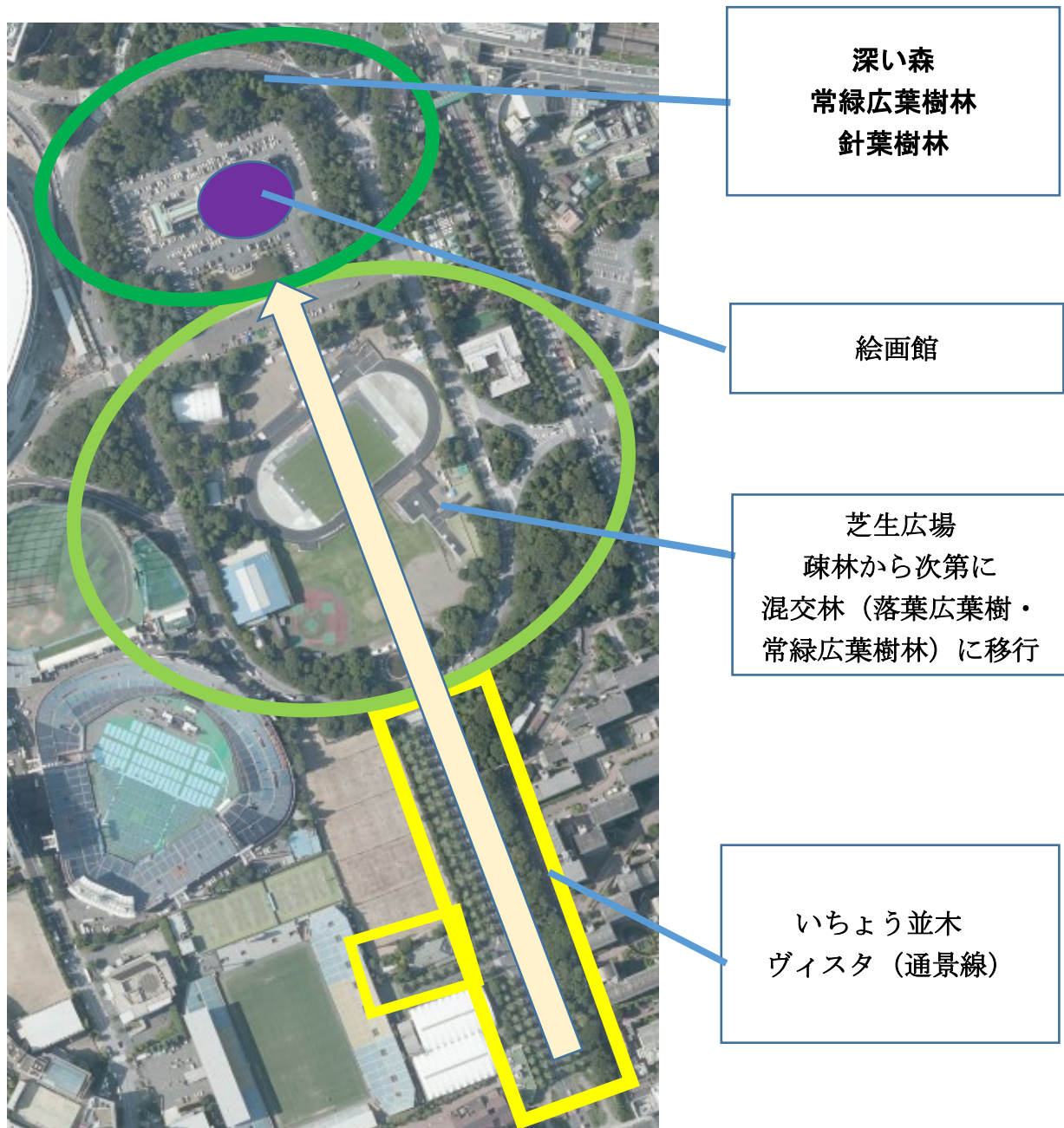
神宮外苑における「近代都市美・風景式庭園」の構造は、図—1に示す通りです。



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

青山通りから4列の銀杏並木のヴィスタ（景観を通す軸線）をへて、広潤な芝生広場が展開され、ヴィスタの焦点に絵画館、そして背後の常緑広葉樹の深い森が全体を受けとめる意匠となっています。この空間構造は、個別に切り離されて成立するものではなく、緊密な関係性の中に「都市美の形成」が行われたものです。



図—1 近代都市美・風景式庭園の構造



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

いちょう並木～芝生広場～絵画館へ連なる神宮外苑の意匠については、設計者である折下吉延により、『明治神宮外苑志』に詳細な設計主旨と施工内容が記載されています。

「一望広濶なる芝生は外苑庭園の主調なり」（『明治神宮外苑志』、225 頁）

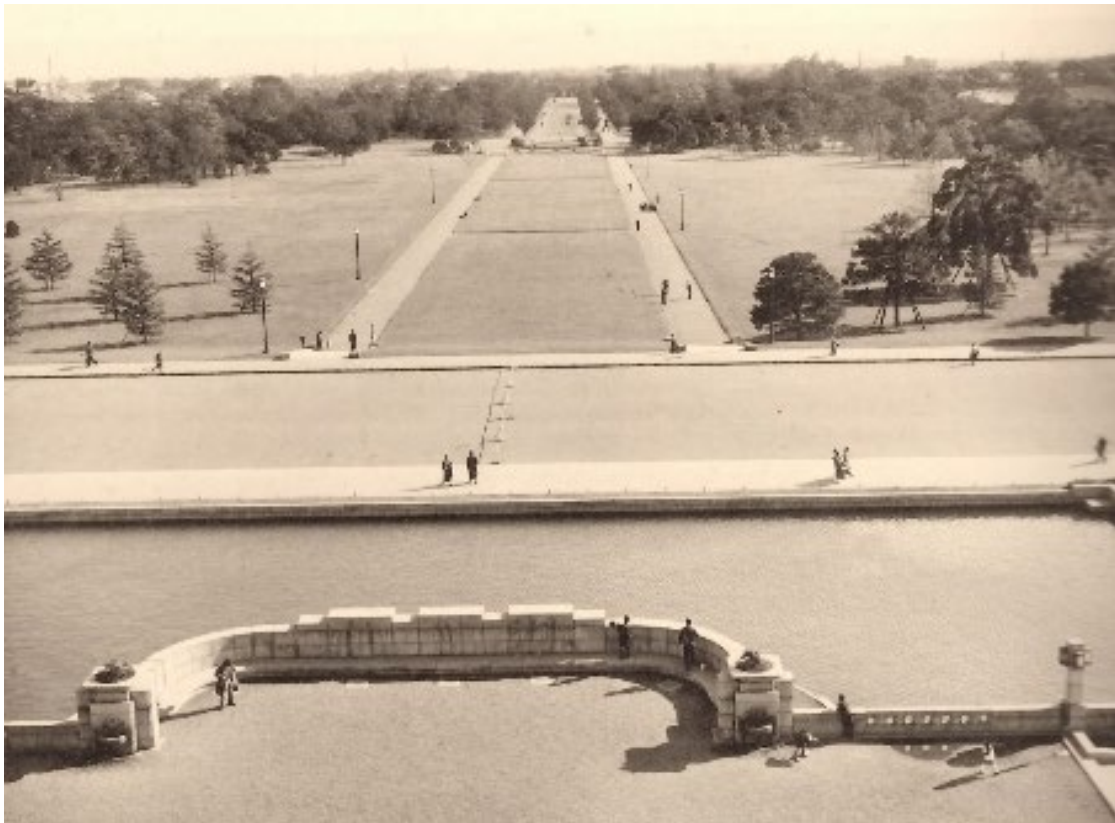
「外苑の中央部は広濶なる広場となし稀少の樹木を点植す」（『折下吉延先生業績録』）

写真—1 は、創建当時の芝生広場であり、広々とした芝生広場に、ヒマラヤシーダー等の高木が点在して植栽されたことがわかります。

現在の軟式野球場は、戦後の接收（昭和 20 年 9 月 18 日外苑全域接收、昭和 27 年 3 月 31 日接收解除）により、米軍が野球場として使用した経緯を、そのまま継承しているもので、本来、この芝生広場には、フェンスなどはなく、人々が自由に、憩うことのできる美しい空間として創り出されたものでした。

外苑の戦後の変貌については、次のように記されています。

「明治神宮外苑は、終戦を境として惨憺たる状態となった。直接の戦災は、軽微であったが、終戦の年の 9 月 18 日、外苑全域は米軍に接收され、野球場、水泳場、陸上競技場は米軍の独占、かの美しかった中央広場の芝生地内の二条の歩道は埋め立てられて米軍用の簡易運動場となり、絵画館前の広場では兵士が調練をするという有様であった。（『折下吉延先生業績録』）」



写真—1 創建当時の神宮外苑、芝生広場（絵画館より青山口方面をのぞむ）

出所：『明治神宮外苑志』（昭和 12 年）



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

2-3 いちょう並木

写真一2は創建当時のいちょう並木と絵画館、写真一3は現在のいちょう並木です。この銀杏樹は、折下吉延が新宿御苑に奉職していた1908年（明治41年）に御苑の銀杏樹より銀杏を採取し、これを種子として代々木の宮内省豊島御料地（現在の明治神宮内苑）の苗圃で育成したと記録されており、樹齢は114年を数えます。

銀杏が4列の並木として100年を越える歴史を刻んでいる事例は世界的にみても、この神宮外苑の並木のみと考えられます。なお、この並木の途中から旧女子学習院正門（現在の秩父宮ラグビー場）へ続く、いちょう並木も同じく樹齢114年を数える貴重な並木です。今回の都市計画決定では野球場として計画されているため、移植が検討されていますが、美しい並木を維持し、移植をするためには、根回しと養生・圃場への移送、移植する場所の確保（並木道）、移植先への再度の搬入が必要となります。

先般、新国立競技場の建設にともない、1750本の樹木のうち1500本が伐採され、210本が移植と計画されましたが、美しい樹形を維持し、移植された樹木は、わずか3本（スダジイ1本、ヒマラヤシーダー2本）であったことを申し添えます。



写真一2（左） 神宮外苑青山口より4列のいちょう並木をへて絵画館を臨む
出所：『明治神宮外苑志』（昭和12年）

写真一3（右） 現在のいちょう並木の散策路



写真一4 今回の都市計画に基づき移植が検討されている旧女子学習院正門前（現在の秩父宮ラグビー場）のいちょう並木（2列18本）。
樹齢114年



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

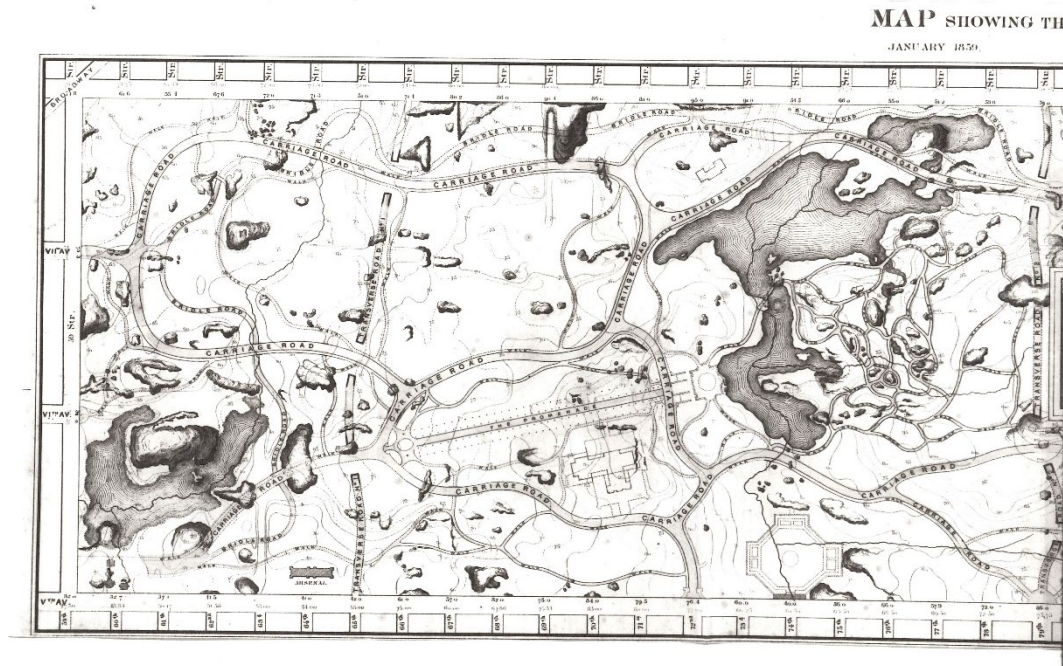
公園における4列の並木道の一つの事例としては、1858年に整備が開始されたニューヨーク市セントラルパークの楡の木の並木があります。図一2、3は、ニューヨーク・セントラルパークの1859年の図面ですが、立体交差の導入により、都市間横断道路、馬車道、乗馬道、歩行者専用道路が分離され、安全で快適な空間が創り出されています。写真一5は、中央部の4列の楡の木の並木で、歩行者のための憩いの空間となっており、自動車は通っていません。



図一2 セントラルパーク 立体交差



写真一5 セントラルパーク 楡の木の並木



図一3 ニューヨーク・セントラルパーク 楡の木の並木道と立体交差（堀割）

出所: Second Annual Report of the Board of Commissioners of the Central Park, Jan.1859



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

写真一六は、青山通りから、絵画館方向をみたものです。青信号の間しか絵画館を眺めることはできません。写真一七は、いちよう並木の歩道から車道をみたものです。路傍には車が駐車しており、横断することは、危険な状況となっています。

大正15年に外苑が整備されてから、1世紀の時間が流れました。そろそろ、人が安全に憩うことのできる並木道に変身しても、良い時期なのではないでしょうか？

今回の都市計画では、いちよう並木の隣接地が神宮球場の外野席となり、バックスタンドが立ち上がります。美しい木漏れ日は、望むべくもなくなり、ほっとする青空も消えてしまうことを、多くの市民の皆様が心配をしておられます（2022年4月15日開催：「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業：環境影響評価書案及び見解書に係わる都民の意見を聴く会」における公述人の発言から）。

1世紀をかけて、慈しみ育てられてきた並木道の、かけがえのない価値を理解する都市計画であってほしいと思います。



写真-6 青山通りから絵画館をのぞむ



写真-7 いちよう並木歩道から車道をのぞむ



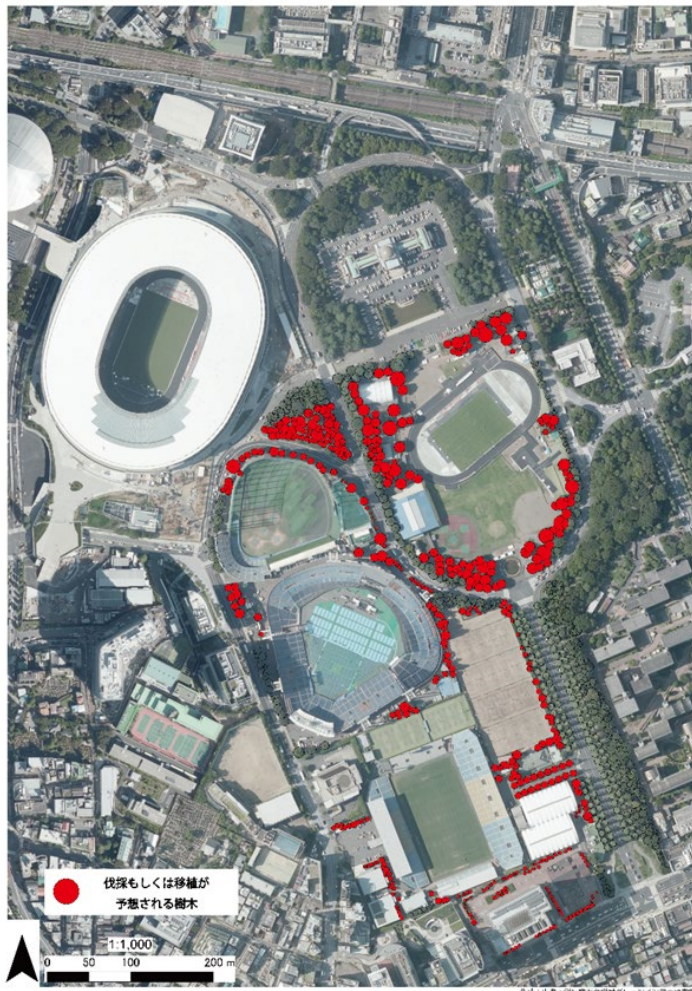
ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

3. 今回の都市計画により伐採もしくは移植が想定される樹木

図—4は、今回の都市計画により、伐採もしくは移植が行われると推定される樹木の位置を現在の航空写真上に重ね合わせて表示したものです。調査は以下の手順で、2022年1月2日～1月16日にかけて、航空写真による判読と、現地における毎木調査を併用して行い、約1000本の樹木が伐採もしくは移植の危機に瀕していることを明らかに致しました。

(調査実施者：日本イコモス理事、中央大学研究開発機構・機構教授、石川幹子)



図—4 神宮外苑都市計画により伐採・移植が想定される樹木

<作成の手順>

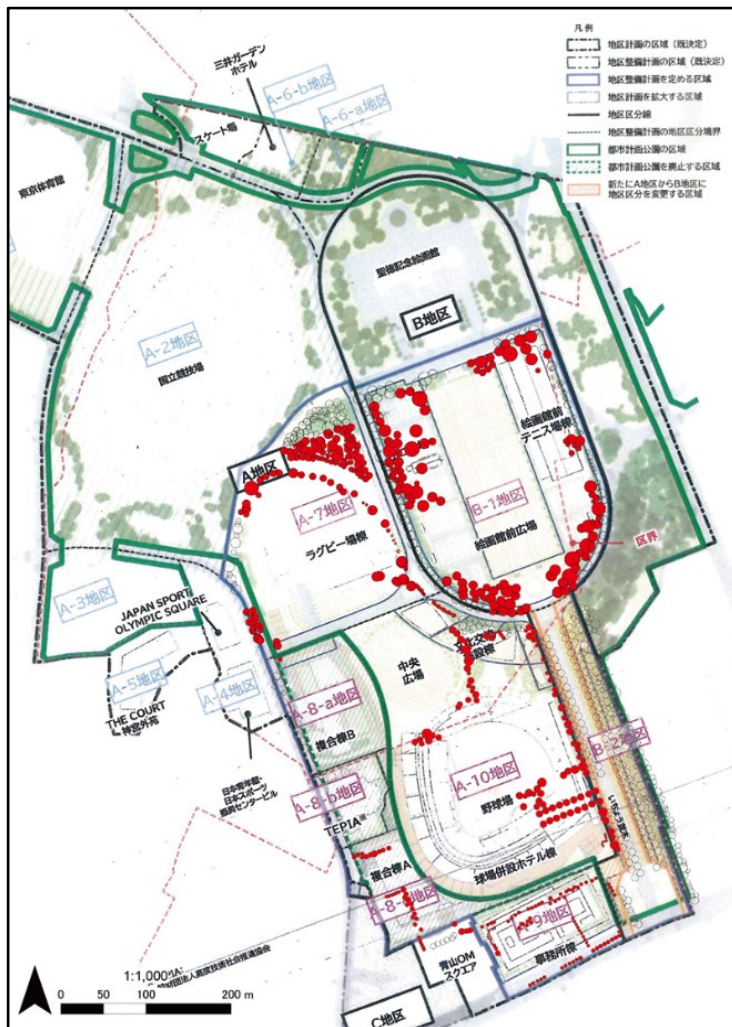
- ①航空写真より、現在の樹木の状況を白図にプロット。航空写真であるため、クローネ（樹冠）投影図である。
- ②2021年12月14日に開示された東京都・神宮外苑都市計画図書に基づき、開発予定エリア及び都市計画削除エリアの残存樹木及び消去されている樹木を航空写真により判読し図面化。
- ③季節の異なる航空写真を参考にし、樹木の色の違いから樹種を判定。
- ④航空写真判読作業と併行し、「公道より」、毎木調査を実施。樹高3メートル以上を対象としたため、樹冠投影図では判読できなかった樹木も含む。
- ⑤模型を製作し、日本イコモス、ホームページに公表。約1000本（伐採もしくは移植）。



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

なお、今回の都市計画により伐採もしくは移植されることが想定される樹木については、令和3年7月に公表された「環境影響評価書（案）」では、活力度調査に基づき1,382本の樹木の調査を行ったとされており、活力度A（正常なもの）220本、活力度B（普通）895本、活力度C（悪化のかなり進んだもの）227本、活力度D（顕著に悪化するすんでいるもの）40本が確認されたと述べられています。開発との関連からは、「活力度A、Bの樹木のうち、建築計画と重ならない樹木については極力存置・移植により保存する計画である」とされており、樹木ではなく、建築計画が最優先するものとなっています。具体的な図面は、提示されておりません。また、この環境影響評価では、最も重要な絵画館前の芝生広場における樹木調査は行われておりません（出所：令和3年7月『環境影響評価書案の概要—（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業』、112～121頁）。



図—5 開発計画図と伐採・移植樹木位置図との重ね合わせ

伐採・移植が想定される樹木の位置図は、2022年1月21日の新宿区都市計画審議会において、はじめて事業代表者の三井不動産から提示されました。製作者の著作権があり、閲覧のみが可能となっています（新宿区都市計画課で閲覧可能）。

- ・既存樹木総数：1904本
- ・この内保存848本、移植145本、伐採892本、移植検討19本。
- ・伐採と移植を合わせた本数は、1056本と計画されています。

図—5は、都市計画図に、図—4の伐採・移植が検討されている樹木の位置を重ね合わせたものであり、

- ・銀杏並木（2列18本）
- ・絵画館前の芝生広場の歴史的樹木
- ・絵画館横の保存樹林

の樹林地が伐採・移植される計画となっています。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

4. 提案

以上を踏まえて、日本イコモスは、「近代の名作としての神宮外苑」の保全・再生、創建の主旨に明示されている「公衆の優遊」の実現、大量の樹木の伐採の回避、首都直下型地震等の非常時に備える広域避難場所としての神宮外苑の「防災機能」の確保等を、スピード感を持って実現するために、以下の提案を行います。

提案1 神宮外苑は「公衆の優遊」、すなわち人々がゆったりと憩い、身心を鍛錬する場として、創り出されました。1世紀をかけて創り出されてきた歴史的環境を烏有に帰すことなく、「近代都市美・風景式庭園」の再生を基本に据えることを提案いたします。

提案2 秩父宮ラグビー場は、今回の都市計画により、移設されることとなりますが、これにより保護樹林が伐採され、50mの高さの施設が、重要文化財である絵画館のすぐ隣に建設されることは、外苑の文化的景観を破壊する行為です。建設工事は2022年着工とされていますが、南側スタンドの建設は、神宮球場の解体後とされており、竣工は2034年と計画されています。つまり、秩父宮ラグビー場の建設は、11年の歳月を要する計画となっています。現地建て替えであれば、工期を短縮することが可能です。

スピード感ある再生により、「公園まちづくり」の目標である首都直下地震等の非常事態に速やかに対応することが可能となり、「命を守る都市計画」を実践することができます。

提案3 公園は、人々が安全に憩うことのできる場所であることが、原点です。神宮外苑の交通システムの見直しを行い、既に都市幹線道路の整備は完了しているため、苑内周遊ルートといちよう並木（特別都道四谷角筈線）は、歩行者専用道路とすることを提案いたします。

提案4 神宮球場は、周辺環境にゆとりがある球場への再生が求められています。提案3に示した苑内周遊ルートを歩行者専用道路にすることにより、神宮球場



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

の位置を内部におくり、樹林帯の補植を行うことにより、緑に囲まれた、ゆとりある神宮球場の再生が可能となります。競技の持続性については、今回のオリンピック開催時にも、芝生広場にサブトラックが整備されたという先例があるように、芝生広場に仮設の野球場をつくることも一つの方法と考えられます。外野は、ローン等とする工夫等をすれば、新たな野球場の魅力を開拓することが可能です。

提案 5 絵画館前の軟式野球場は、戦後の接收時に野球場に転用されたものであり、外苑の主景である「近代都市美・風景式庭園」の当初の意匠を再生すべき空間です。会員制テニスクラブは、現在の位置とすることにより、風致地区の核としての空間が保全され、100年を越える樹木は、ほとんど伐採する必要はなくなります。

提案 6 提案 1～5 を実施することにより、樹木の伐採は、大幅に回避することができます。また、新設される神宮球場と重なる樹木については、移植ではなく、至近距離への「たて引き」を行うことにより、移植により生じる樹木への大きなダメージを防ぐことができます。

提案 7 苑内交通の歩行者専用道路への転換、秩父宮ラグビー場と神宮球場の位置に関しては、今回の都市計画決定の枠組みの中で変更が可能ですから、移設工事が始まる前に、速やかに決定すべき事項です(2022年5月～7月頃まで)。一方、高層ビルの建設が予定されている、都市計画公園区域が削除された地区については、建築の高さ、容積、用途に対して、多くの問題が指摘されており、陳情書も提出されていることから、都民の意見を聴き、慎重な審議を重ねていくことを提案いたします。このために、事業者だけではなく、多くの市民が参加する協議会を立ち上げることを提案いたします。

以上の提案を、図面としてまとめた「神宮外苑——夢のかけはし」案を、提示いたします。



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

5. 神宮外苑：夢のかけはし

5-1 都市計画決定を踏まえた、競技場（秩父宮ラグビー場と神宮球場）の配置変更の考え方



図—6 競技場配置の考え方

①秩父宮ラグビー場は、現地再建を提案します。

- ・工期は、11年から大幅に短縮が可能となります。
- ・大量の保護樹木の伐採を回避することができます。
- ・外苑青山正門が入口となり、樹齢114年のいちよう並木が、エントランスとなることにより、風格と気品、伝統を継承することができます。
- ・営団地下鉄外苑前と青山一丁目駅の双方の利用が可能となります。

②神宮球場は、神宮第二球場が取り壊されることから、その位置に移動することにより、南側に広大な広場空間を生み出すことができます。

③苑内周遊自動車路を歩行者専用道路とすることにより、神宮球場をやや左手におくり、スタジアム通りにゆとりをもたらすことができます。これにより外苑の杜に囲まれた神宮神宮球場を創り出すことができます。

④会員制テニスクラブは、現地再建とします。これにより、芝生広場の樹木の保存が可能となり、風致地区条例を守ることができます。

⑤都市計画公園削除区域（A-8地区）および伊藤忠商事の（A-9地区）については、「公園まちづくり」の制度を適用しているにも関わらず、容積、超高層ビルの用途、高さ、防災機能、緑化等、様々の要望が、地域住民および専門家から提出されているため、継続して審議していくべきです。



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

5-2 神宮外苑——夢のかけはし

(1) 平面図



図—7 神宮外苑 夢のかけはし平面図



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(2) 動線計画

図一八は、「夢のかけはし」案における神宮外苑内の交通動線の考え方です。

神宮外苑周辺地区においては、都市基幹道路として、外苑西通り・外苑東通り・青山通り・スタジアム通りが整備されています(図一八：黒で表示)。このことから、外苑内の周遊園路である、特例都道四谷角筈線(いちょう並木と芝生広場を取り囲む道路、図一八：オレンジ色で表示)は、歩行者専用道路とすることが、望ましいのではないかと提案いたします。



図一八 動線計画



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(3) 近代都市美・風景式庭園の再生の考え方



図—9 神宮外苑

近代都市美・風景式庭園再生の考え方

- ・ 絵画館の背後は、クスノキの巨木、ヒマラヤシーダー、シラカシ、スダジイなどの常緑広葉樹林と針葉樹林となっている。樹林の色彩は暗黒色で、遠近感を増幅させる植栽の考え方となっている。
- ・ 広々とした芝生広場。周辺には疎林が点在し、次第に深い森に移行するグラデーション型の植栽構造を、保全・再生する。風致地区のコアとなるA地域であるため、歴史的樹木の保全・育成を行っていく。
- ・ 中景はユリノキ、ケヤキ等落葉広葉樹の大木となっており、閉鎖感をあたえず、空を大きく見せる当初の植栽設計の考え方を継承していく。
- ・ 外周園路沿いには、スダジイ、シラカシ等の巨樹があり、いずれも樹齢120年を越える歴史的樹林であり、適切な管理を行い、保全していく。
- ・ 芝生広場の背後を支える森は、スダジイ・シラカシ等の常緑広葉樹と、イロハモミジ・ケヤキ・ムクノキ・トウカエデ等の常落混交林となっている。伐採を回避し、森を育てていく。桜の老木や、サンゴジュなどの病虫害の著しい樹木は更新を行っていく。
- ・ いちょう並木は、主軸の4列の並木と、分岐する2列の並木の双方を保全する。隣接地には、構造物の建設を控えることとし、日照、風通し、水循環に配慮する。



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

・ヴィスタ（通景線）と水景について

近代都市美・風景式庭園では、多重ヴィスタや、引き込みヴィスタを導入し、憩いの場として、水景を配し心を和らげる手法が導入されています。引き込みヴィスタとは、軸線を湾曲させることにより、景に奥行き感を持たせるイギリス自然風景式庭園の伝統的手法です。

<新宿御苑：多重ヴィスタと引き込みヴィスタ>



写真—8 新宿御苑多重ヴィスタと引き込みヴィスタ



写真—9 新宿御苑ヴィスタ

<神宮内苑>宝物殿前の「引き込みヴィスタ」



図—10 明治神宮内苑計画図（1920年）



写真—10 明治神宮内苑（2020年）



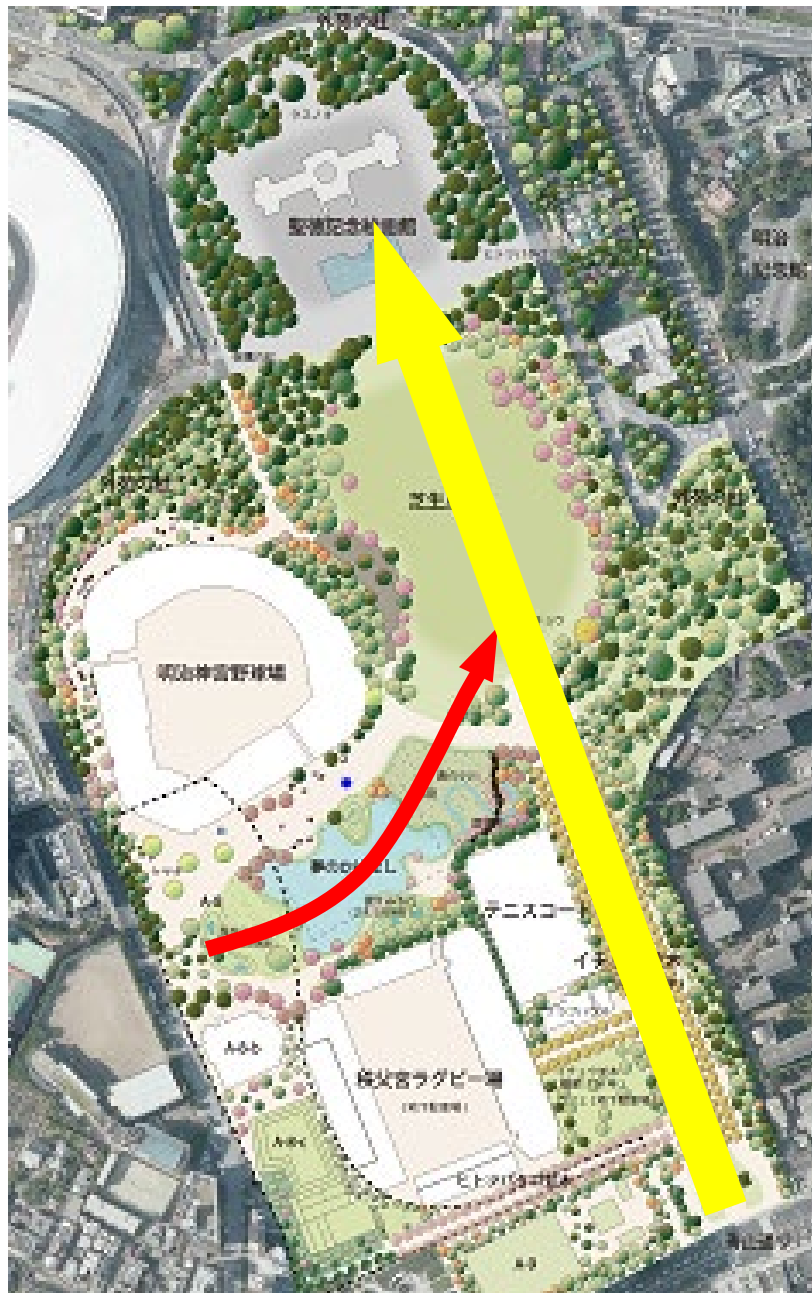
ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<神宮外苑—夢のかけはし>におけるヴィスタの考え方

スタジアム通りから、芝生広場に至るエリアに「引き込みヴィスタ」を創り出し、多重ヴィスタの構造を創り出し、景観を和やかなものとすることができます。

吹上御苑・神宮内苑には水田があり、絵画館にも「御田植え」の絵画が陳列されていることから、新しく導入するヴィスタは、これらの伝統を踏まえ、水田等を導入することも考えられます。



図—11 「神宮外苑—夢のかけはし」案におけるヴィスタの考え方



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(4) 本案により、移植を検討しなければならない樹林のエリア・樹種・本数



図—12 本案により移植を検討しなければならないエリア



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

＜神宮球場の再建に伴い移植が必要な樹木：Aエリア（図—12）＞

写真—11は、現在の神宮球場であり、写真—12は、創建時（大正15年～昭和12年頃）の同じ地区の写真です。駐車場が整備されたことにより、樹木が植え替えられたことがわかります。したがって、このエリアの樹木は、昭和30年代以降に植栽されたものと考えられます。



写真—11 神宮球場（2022年 4月23日撮影）



写真—12 神宮球場（大正15年～昭和12年頃）『明治神宮外苑志』



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

移植樹木・本数と樹種



写真—13 神宮球場前（1）

メタセコイア 1本

ヤマモモ 5本

モクセイ 5本



写真—14 神宮球場前（2）

ケヤキ 4本

ヤマモモ 2本

モクセイ 3本



写真—15 神宮球場前（3）

ケヤキ 3本

ヤマモモ 4本

モクセイ 15本

ヤブツバキ 1本



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

＜神宮球場の再建に伴い工事車両の搬入などで、移植が必要であると想定されるエリアの
樹木：Bエリア（図—12）、工法はたて引き。隣接地に併行移動。移植によるダメージが
少ない。＞



写真—16 屋内競技場前（1）

写真—16の左側から順に、

シラカシ（樹齢 150 年以上）、スダジイ（樹齢 150 年以上）、
トウカエデ（樹齢 100 年以上）、トウカエデ（樹齢 100 年以上）、
ソメイヨシノ 病虫害木



写真—17 屋内競技場前（2）

写真—17の左から順に

ソメイヨシノ（樹齢 60 年位）、ソメイヨシノ（樹齢 60 年位、老木）
トウカエデ（樹齢 100 年以上）



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



写真—18 屋内競技場前 (3)

写真—18の左から順に

トウカエデ (樹齢 100 年以上)

ソメイヨシノ (樹齢 60 年位)

アオキ (中木)

マテバシイ (樹齢 60 年位)

マテバシイ (樹齢 100 年以上)

<伐採・移植樹木 本数>

・東京都・事業者案：伐採 892 本、移植 164 本 合計 1056 本

・日本イコモス案

伐採 2 本 (ソメイヨシノ 病虫害木)

移植 42 本 (神宮球場側)

ケヤキ 7 本、ヤマモモ 11 本、モクセイ 23 本、メタセコイア 1 本

移植 (たて引き)：屋内競技場側

シラカシ 1 本、スダジイ 1 本、トウカエデ 4 本、

ソメイヨシノ 2 本、アオキ 1 本、マテバシイ 2 本

合計 伐採 2 本

移植 (たて引きを含む) 53 本



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(5) 競技場の継続性について

今回の都市計画決定における重要な方針は、前述したとおり、

「スポーツ施設の整備については、「東京都スポーツ推進総合計画」（平成30年3月策定）を踏まえ、「競技等の継続に配慮した大規模スポーツ施設の連鎖的な建て替え」の原則のもとに行われていることがわかりました。

<秩父宮ラグビー場>

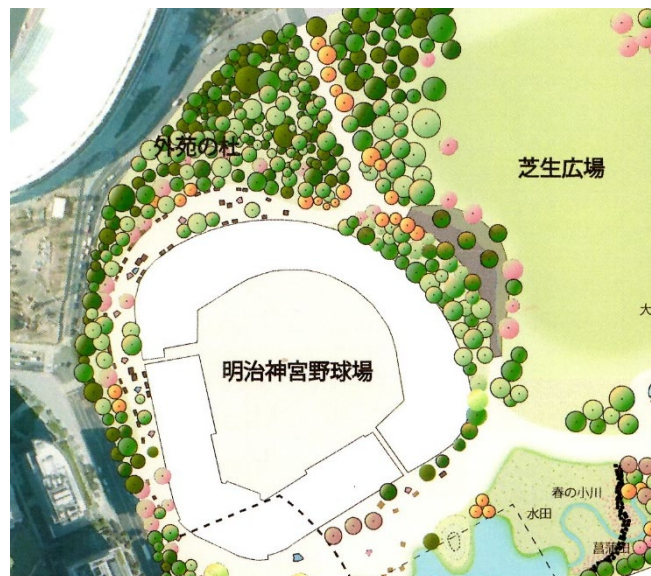
事業者案：移転案：取り壊し工事が2022年開始。南側スタンドの整備は、神宮球場の解体後とされており、竣工は2034年。つまり、秩父宮ラグビー場の建設は、11年の歳月を要する計画となっています。

日本イコモス案：現地建て替えであれば、工期の大幅な短縮が可能となります。

<神宮球場>

事業者案：神宮外苑の珠玉の空間である、イチョウ並木の左側が外野スタンドとなります。住民の多くの人々が最も反対しているところです。また、野球場の掘削に伴う水循環への影響は検討されておらず、地下水流動が阻害されることにより、銀杏の生育に大きな影響が生じるのではないかという懸念も、環境アセスの場で問題提起が行われました。

日本イコモス案：苑内周遊道路を歩行者路とすることにより、球場の位置を、やや内部に移動することが可能となり、ゆとりのある神宮外苑の再生が可能となります。競技の持続性については、芝生広場を活用して仮設球場（外野はローン）をつくる等、今後、様ざまの可能性を検討する必要があります。



図—13 神宮球場（森にかこまれたゆとりある球場）



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(6) 生物多様性について

現在の神宮外苑は、生物多様性という観点からは、優れた空間的特質には欠けるものがあります。最大の問題は、水環境が噴水以外にはないことにあり、21世紀の今日にあっては、生物多様性を如何に育んでいくかについて、時間をかけながら検討していく必要があります。

2021年9月に整備された日本橋兜町の坂本町公園は、わずか、5192.46㎡の小さな街区公園ですが、小川が創り出されたことにより、トンボ王国となっています。

神宮外苑においても、子どもたちの未来のために、生物多様性の豊かな空間を如何に創り出していくかについては、今後、時間をかけて検討していく必要があると考えます。



図—14 夢のかけはし 生物多様性、春の小川、田んぼ、菖蒲田、湿地



写真-19 日本橋兜町坂本町公園 せせらぎ



写真-20 とんぼとり



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(7) 新しい並木を創る (ヒトツバタゴの並木道)

神宮外苑の歴史的樹木として、ヒトツバタゴ (モクセイ科) があります。

俗名をナンジャモンジャといい、4月～5月のはじめに枝の上に雪が降り積もったような白い清楚な花を咲かせます。当地では、青山の六本の道路が交わる場所に植えてあったことから「六道木 (ろくどうぼく)」とも呼ばれていたそうです。大正13年に天然記念物の指定され、初代は昭和8年に枯死 (写真-21)、現在は三代目で絵画館前に植えられており、現在、満開となっています (写真-22、23)。外苑内には、各所にヒトツバタゴが植えられており美しい五月を象徴する樹木となっています。外苑のいちょう並木と並び、美しい樹木であり、新生・神宮外苑には、新しい並木として、長い歴史を踏まえて、ヒトツバタゴの並木を創り出すことを提案致します。



初代 なんじゃもんじゃ



洋画七十四番『凱旋観兵式』小林万吾

写真—21 初代 ナンジャモンジャ

図—15 凱旋観兵式のナンジャモンジャ



写真—22 三代目 ナンジャモンジャ (絵画館前 2022年4月23日撮影)



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



写真一 2 3 満開のナンジャモンジャ (外苑 テニスコート横、撮影 2022 年 4 月 23 日)



図一 1 6 ヒトツバタゴの並木道の提案 (例)



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(8) 広域避難場所について

東京都都市整備局の「防災都市づくり推進計画」(2020年)によれば、広域避難場所の指定と確保は、東京都の重要課題です。基本計画では、今後30年以内の東京都での直下地震発生確率は70%とされており、これに基づく新宿区地域防災計画(2021年改定)では、「東京湾北部地震・マグニチュード7.3」の場合、区の面積の約8割が震度6強の揺れに見舞われると想定されています。

また、同推進計画等では、広域避難場所としての神宮外苑は、区域面積、700,961㎡、有効面積317,349㎡、85,941人が避難し、一人あたり有効面積は3.69㎡となっています。避難対象地域には若葉2丁目3丁目など、総合危険度ランク4や5の新宿区内では最も危険な町内も含まれています。

神宮外苑は、人命保護のため工事期間中も常時確保しておくべき重要なオープンスペースであり、13年にも及ぶ「公園まちづくり」事業ではなく、遅くも5年以内に終了可能となる再生方針に転換すべきです。

今回の都市計画公園削除と超高層ビルの建設により、もしも避難有効面積が減少するのであれば、関東大震災時の長期大量避難の経験からして、東京都の「防災都市づくり推進計画」上の大問題です。避難時の神宮外苑内の自動車交通規制や、超高層住宅建設での居住者の増大など、防災面からの再開発の再検討が必要です。特に避難者の想定数は周辺の居住人口のみで計算され、計画により増大する帰宅困難者の数は含まれていません。さらに、大火の場合に熱から避難者を守る遮蔽物となる樹木を多数伐採することは、災害時に人命を危険にさらすことに繋がります。

写真-24、25は、現在の芝生広場内の軟式野球場ですが、今回の都市計画ではテニス棟や会員制テニスクラブとなっています。市民の命を守る広域避難場所としての整備をまず優先すべきと考えます。



写真-24 神宮外苑 軟式野球場



写真-25 神宮外苑 大銀杏野球場



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(9) 財源について

神宮外苑は、「公園に準じるもの」とされており、維持管理の費用は全て明治神宮が支払っております。内苑 (73 ha) と外苑 (58 ha) を合わせた面積は、131 haにのぼり、日比谷公園 (16.2 ha) の約 8 倍、上野公園 (53 ha) の約 2.5 倍の広大なエリアです。

公園の維持管理費用は、公園の種別や場所により異なりますが、表-1 は、全国の公園の㎡当たりの年間維持管理費です。全国平均では 202 円ですが、東京 23 区では 799 円となっています。仮に、この数字を神宮内苑・外苑の面積に乘じますと、10 億 4670 万円という巨額の費用となります。

表-1 全国の都市公園の年間維持管理費用 (66 都市 平成 26 年度)

| | 公園個所数 | 公園面積 (㎡) | 維持管理費 合計 (千円) | ㎡単価 (円/㎡) | 備考 |
|-------------------|--------|-------------|------------------|--------------|------------------|
| 合計 (66 都市) | 24,905 | 226,266,949 | 45,652,882 | | |
| 1 都市平均 (66 都市) | 377 | 3,428,287 | 691,710 | 202* | *維持管理合計/ 合計面積 |
| 中核市平均 (26 都市) | 531 | 5,747,710 | 711,050 | 124 | |
| 旧特例市平均 (26 都市) | 272 | 2,063,782 | 391,933 | 190 | |
| 県庁所在地 (1 都市) | 593 | 2,121,000 | 151,900 | 72 | |
| 東京 23 区平均 (13 都市) | 265 | 1,619,012 | 1,294,111 | 799 | |

*維持管理決算書のみ回答都市を含む

出所：一般社団法人 日本公園緑地協会 『平成 27 年度 全国中核市等における公園緑地の
課題に関する調査研究報告書：概要版』、8 頁

また、近年ナラ枯れが蔓延しており深刻な事態となっています。ナラ枯れとは、ナラ・カシ類がカシノナガキクイムシという小さな甲虫により集団枯損をするもので、神宮内苑にも被害が及んでいます。森や緑地を維持管理していくことは地道で困難な仕事であり、多額の費用を要することを、私たちは深く認識する必要があります。明治神宮におかれましては、こうした費用の相当の部分を、神宮球場の収益から充当し、緑地だけではなく重要文化財である絵画館の維持管理費に充てておられると伺っております。

このため、老朽化し耐震補強の必要な神宮球場を再建することは必須の課題であり、おそらく、今回、事業者の一人として明治神宮が加わっておられることは苦渋の選択ではなかったかと拝察いたします。

神宮内外苑は、公共性の高い緑地であり、私たちは多くの恩恵を被っております。その持続的維持に向けた財源を、社会が共に考えることが今回の問題の基本にあると思われまます。

老朽化した競技場を、財源のない中で市民が協力して再建したスタジアムが、吹田スタジアムです。ホームページから、一部を引用させていただきます。

「1972 年完成の万博記念競技場の老朽化に伴い、ガンバは 2008 年に新スタジアム建設構想を打ち出した。しかし、ホームタウンの自治体頼みでは、状況は遅々として進まない。メインスポンサーのパナソニックの文化事業部に相談したところ、寄付金で建設費をまかなう方



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

法があるとアドバイスされた。最初は逡巡したが、大阪府出身の川渕三郎・日本サッカー協会名誉顧問、関西経済同友会の下妻博会長（故人）らから「大々的に寄付金を募ったらどうか」と背中を押され、総工費約 140 億 8567 万円を企業及び個人からの寄付でまかなう異例のプロジェクトがスタートした。（中略）

寄付金の受付期間は 2012 年 4 月からの 3 年間。目標額に達しない伸び率を示した時期もあったが、最終的には法人延べ 721 社（約 99 億 5000 万円）、個人延べ 3 万 4627 人（約 6 億 2200 万円）の寄付金が集まり、不足分の約 35 億円はスポーツ振興くじなどから助成金が充てられた。」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/25ead18dcbe7786da69c6a274396a5afa92760bb?page=1>

これは、先例ですが、他ならぬ神宮球場です。六大学野球の聖地であり、また、外苑は全国の国民からの寄付で創り出されたものです。全国から奉仕に参加した青年団は述べ、102,792 人にのぼり、いまでも明治神宮には青年団の子孫が訪ねてこられることがあると伺っています。

大正 15 年（1926）から数えて 96 年の歳月が流れました。神宮外苑の珠玉の遺産の改廃という未曾有の危機の前に、私たちは過去の社会貢献の歴史に学び、クラウドファンディング等、財源の仕組みを取り入れていく時なのではないかと考えます。



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
 2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
 Tel&Fax: +81-3-3261-5303
 E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

6. 総括

都市計画決定に基づく「事業者案」と、「都市計画決定を踏まえた日本イコモス案」を、対比させた総括表を、提示いたします。（日本イコモスは、都市計画決定された内容を前提として、提案を行いました。）

表—2 「事業者案」と「日本イコモス案」の対比

| 内容 | 都市計画決定が行われた事業者案 | 都市計画決定を踏まえた日本イコモス案 |
|---------------------|--|--|
| 「近代日本の名作・神宮外苑の保全・再生 | 「近代日本の名作・神宮外苑」は永久に破壊されます。修復は困難です。 | かろうじて、近代都市美・風景式庭園のコアの部分の保全・再生が可能です。 |
| 伐採・移植樹木本数 | 伐採 892 本 移植（検討を含む）164 本 （出所：2022年1月21日、新宿区都市計画審議会資料） | 伐採 2 本 移植 42 本 たて引き 11 本 （根拠：現地における毎木調査の実施。2022年4月10～23日、公道よりの調査） |
| 競技場の持続性 | 秩父宮ラグビー場：竣工までに11年必要です。 | 現地建て替えであるため、工期は大幅に短縮できます。 |
| いちょう並木 | 4列のいちょう並木に隣接し外野スタンドが立ち上がります。2列のいちょう並木は移植となります。 | 現地での保全が可能です。 |
| 秩父宮ラグビー場 | 国立競技場に隣接し、空間にゆとりがなく、独立性と尊厳が失われます。 | 青山口、正門であり、歴史を刻んだ並木道がエントランスとなり、ラグビーの聖地としての伝統と風格を、継承することができます。 |



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
 2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
 Tel&Fax: +81-3-3261-5303
 E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

| | | |
|----------------|--|--|
| 神宮球場 | 青山正門前に位置することとなるため、「近代日本の名作・神宮外苑」の喪失を象徴する空間となります。 | 都道四谷角筈線を歩行者空間とすることにより、配置にゆとりが生じ、「神宮の杜・野球場」としての再整備が可能となります。 |
| 風致地区 | 条例に著しく、違反します。 | 条例を、徹底して遵守します。 |
| 防災及び 広域避難場所 | 都市計画公園の削除と超高層ビルの建設により、避難有効面積は減少いたします。 | 風致地区条例を遵守し、樹木を保全し、オープンスペースの質と量の双方から、非常時の人命の救助、及び被災後の仮設住宅の建設等に寄与します。 |
| 生物多様性 | 生き物が棲息する空間を創り出す視点は、この案にはありません。 | 「近代都市美・風景式庭園」の意匠に不可欠な「水景」や「春の小川」、「水田」、「都市林」の導入を行い、SDG s の目標にも合致する「住み続けられる都市」を目指します。 |
| 財源 | 民間事業者による開発 | 神宮外苑は、「公園に準じる緑地」であるため、何らかの公的補助を導入する必要があります。 神宮球場の改築に当たっては、クラウドファンディング等の手法をも併用し、「創建の志」を継承していくことが大事と考えます。 |
| 交通 | 外苑内が自動車交通であり、災害発生時における広域避難場所として、防災上の問題があります。 | 外苑内道路が歩行者専用路となることにより、日常生活だけではなく、災害発生時の広域避難場所としての安全性が確保できます。 |



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

結び

日本イコモスは、2022年3月10日に告示された都市計画において、約900本の樹木が伐採・移植されることとなり、日本の近代を象徴する神宮外苑の文化的資産が崩壊の危機に瀕していることを、真摯に受け止めております。

このため、秩父宮ラグビー場の現地再建により、樹木の大量の伐採を回避し再開発を行うため、計画案（夢のかけはし）を、「たたき台」として提示いたしました。

もとより、本計画は、事業者として三井不動産、明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、伊藤忠商事株式会社、東京都が遂行するものとなっておりますが、今回のイコモスの提案は、施設の配置や交通計画、風致地区条例の遵守など、公的機関としての東京都がリーダーシップをとり、公共の福祉を実現するために、迅速な判断が必要と考え、提示するものです。

再開発の内容につきましては、時間をかけ話し合っていく必要がありますが、その前提となる施設の配置と樹木の保全につきましては、迅速な話し合いと御判断を仰ぎたく、お願い申し上げます。